利用料金表（１人１か月）

（令和7年4月現在）

対象収入による階層区分		事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000 円以下	10,000	48,767	42,260	101,027
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000	48,767	42,260	104,027
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000	48,767	42,260	107,027
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000	48,767	42,260	110,027
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000	48,767	42,260	113,027
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000	48,767	42,260	116,027
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000	48,767	42,260	121,027
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000	48,767	42,260	126,027
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000	48,767	42,260	131,027
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000	48,767	42,260	136,027
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000	48,767	42,260	141,027
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000	48,767	42,260	148,027
13	2,600,001 円以上	62,250	48,767	42,260	153,277

注１　11月から３月までは、生活費に冬期加算額として月額2,712円が加算されます。

注２　この料金表は毎年度改定されます。

注３　この表における「対象収入」とは、前年収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注４　夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合計し、合算額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30％減額した額を本人からの事務費徴収額とします。この場合 100円未満は切捨てとします。

注５　三親等内の親族とともに入居する場合で特に必要と認められる者については、（注４）を準用し各徴収額を算定することができるものとする。

注６　配偶者又は三親等内の親族（以下「配偶者等」という。）とともに入居する者が配偶者等の退所などにより、２人部屋を単身で利用する場合で、個室に空きがないなど、やむを得ない事情があると認められるときは、57,050円を徴収する。

注７　個室電気使用料

基本料金はかかりませんが、入所の用に供する居室の電気利用料金は、市長が別に定めています。